

# I 用語の説明

- (1) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の学校種として創設された学校をいう。
- (2) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級をいう。
- (3) 義務教育学校 学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校種として創設された学校をいう。
- (4) 専修学校と各種学校 共に学校教育法に規定された学校種であり、専修学校は職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的(他の法律に特別の規定があるもの及び日本に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)とする学校をいい、各種学校は、学校教育に類する教育を行うもの(他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校の教育を行うものを除く。)をいう。

区分	専修学校	各種学校
修業年限 修業期間	1年以上とする。	1年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術芸芸等の課程については3か月以上1年未満とする。
授業時数	1年間の授業時数が学科ごとに800時間以上とする。ただし、夜間学科等は450時間以上とする。	1年以上の課程は1年間に680時間以上とする。ただし、1年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
その他	教育を受けるものが常時40人以上とする。	

○専修学校は、入学資格の違いにより、3つの課程がある。

- ①高等課程 中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
- ②専門課程 高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
- ③一般課程 特に入学資格を定めない課程をいう。
- (5) 就学免除者及び  
就学猶予者 令和6年5月1日現在、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。
- (6) 卒業者 令和6年3月に中学校、義務教育学校又は高等学校の本科を卒業した者をいう。
- (7) 高等学校等進学者 中学校及び義務教育学校卒業者のうち、高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科

及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。

(8) 大学等進学者

高等学校卒業者のうち、大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(全科履修生)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。

(9) 専修学校進学者

中学校又は義務教育学校卒業者については、専修学校の高等課程(中学校卒業程度を入学資格とする課程)へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。

高等学校卒業者については、専修学校の専門課程(高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。)へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。

(10) 専修学校等入学者

中学校又は義務教育学校卒業者については、専修学校の一般課程(特に入学資格を定めない課程)又は各種学校(予備校等)に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。

高等学校卒業者については、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。

(11) 公共職業能力開発施設等入学者

公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。

(12) 就職者等

上記(7)～(11)以外で、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。以下の区分に計上する。

「自営業主等」個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」とは、雇用期間の定めのない者として就職した者、「有期雇用労働者(雇用契約期間が一月以上の者)」とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。

「臨時労働者」とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。

(13) 左記以外の者

進学も就職もしていない者をいう(外国の大学等に入学した者、家事手伝いなど)。

(14) 就職者数

高等学校又は大学等に進学しかつ就職した者、専修学校(高等課程又は専門課程)に進学しかつ就職した者、専修学校(一般課程)等に入学しかつ就職した者、公共職業能力開発施設等に入学しかつ就職した者、上記(12)就職者等のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者」のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を合計した数

(15) 職業別就職者数

就職者((14)就職者数)個人の仕事の種類を「日本標準職業分類」によって分類したもの

(16) 産業別就職者数

就職者((14)就職者数)の就職先の事業所の主な産業の種類を「日本標準産業分類」によって分類したもの

(17) 高等学校等進学率	高等学校等進学者数÷中学校（又は義務教育学校）卒業者数×100
(18) 大学等進学率	大学等進学者数÷高等学校卒業者数×100
(19) 大学(学部)・ 短期大学(本科) 進学達成率	大学(学部)・短期大学(本科)進学者数 ÷大学(学部)・短期大学(本科)入学志願者数×100
(20) 卒業者に占める 就職者の割合	就職者数÷卒業者数×100
(21) 産業分類	<p>第1次産業 「農業, 林業」「漁業」</p> <p>第2次産業 「鉱業, 採石業, 砂利採取業」「建設業」「製造業」</p> <p>第3次産業 「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」 「運輸業, 郵便業」「卸売業, 小売業」「金融業, 保険業」 「不動産業, 物品賃貸業」 「学術研究, 専門・技術サービス業」 「宿泊業, 飲食サービス業」 「生活関連サービス業, 娯楽業」 「教育, 学習支援業」「医療, 福祉」 「複合サービス事業」 「サービス業(他に分類されないもの)」 「公務(他に分類されるものを除く。)」</p> <p>その他 「分類不能の産業」「就職先の産業別が不明の者」</p>